

静岡県自動車税納税確認システム

フ ジ ン ク ス

(FUJNKS) 操作マニュアル

第1版

静岡県

1 ログイン画面

静岡県自動車税納税確認システム (愛称 : FUJNKS フジックス)

- 静岡県に登録がある普通自動車について、納税証明書(車検用)の交付を受けなくても、車検(継続検査・構造変更)が受けられるか否かについて確認できるシステムです。
※完納しているか否かについて、確認するものではありません。
※照会結果が「×」となるものには、他県からの転入車や納付状況が未反映等の自動車が含まれます。
- 軽自動車及び自動二輪車については照会できません。お住まいの市町へお問い合わせください。
- 照会には自動車の登録番号(ナンバープレート)と車台番号(下4桁)が必要です。車検証をご用意ください。
※ナンバープレートの一連番号が「・・・1」のような場合は、「1」のみ入力してください。
※一定回数入力を誤った場合は、ロックがかかりますので、車検証を確認の上、正しい番号を入力してください。
- 例年4月1日以降に県外から静岡県に転入した自動車の車検等については、このシステムでは照会できません。
転入前の都道府県にお問合せください。
- このシステムを利用できるのは照会が必要な自動車の納税義務者又はその代理人です。
- 自動車税(種別割)の納付後、このシステムに反映するまでに2週間程度かかる場合がありますので、ご了承ください。
- システムに不具合等あった場合や回答に疑義等ある場合は、下記にお問い合わせください。
※自動車税に関することについてお問い合わせの際は、車検証の住所を管轄する財務事務所へ御連絡ください。
※受付時間 平日(祝日除く) 8:30~12:00、13:00~17:00

お問い合わせ先

<自動車税に関すること>
下田財務事務所 0558-24-2018
熱海財務事務所 0557-82-9061
沼津財務事務所 055-920-2019
富士財務事務所 0545-65-2118
静岡財務事務所 054-286-9130
藤枝財務事務所 054-644-9122
磐田財務事務所 0538-37-2211
浜松財務事務所 053-458-7132

<システムに関すること>
財務部税務課 054-221-3602

<その他>
詳細につきましては、以下のURLよりご確認ください。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002344/1073032.html>

連絡先電話番号を入力してログインを押してください。

上記説明を承諾しました。

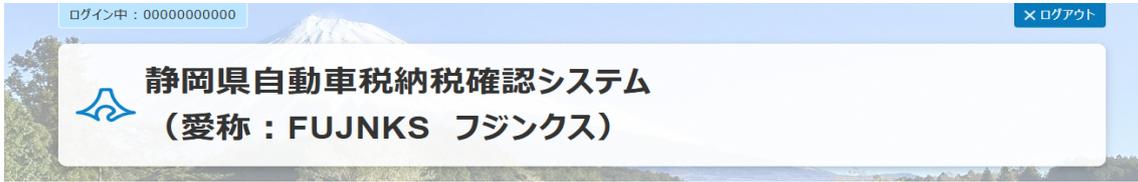
ログイン

© 2025 Shizuoka Prefecture

連絡先として有効な電話番号(10桁又は11桁)を入力し、「上記説明を承諾しました。」にチェックをつけた後、「ログイン」ボタンを押すことでログインできます。

- ご利用の前に、ログイン画面の説明をよく読んでから利用してください。
- 確認したいお車の車検証をお手元にご用意ください。

2 照会画面



照会したい自動車情報を入力の上、照会ボタンを押してください。



分類番号
ひらがな

分類番号 ひらがな 一連番号 はナンバープレートに記載されています。
照会する分類番号、一連番号に「頭0(ゼロ)」「ハイフン」「・」等を入力しないでください。
(例) 登録番号が「静岡001あ・・・1」の場合は「静岡1あ1」と入力します。

車台番号 は下4桁を入力してください。
車台番号下4桁が「頭0(ゼロ)」の場合は「0(ゼロ)」を省略せずに入力してください。

② 照会 リセット

標板文字	分類番号	ひらがな	一連番号	車台番号	照会結果
① 静岡	502	せ	3160	9433	○：納税証明書の提示を省略できます。 ③
静岡	502	と	2555	1544	×：住所地等を管轄する財務事務所へお問合せください。
静岡	502	そ	1632	9999	-：登録番号と車台番号が一致しません。
静岡	500	あ	1234	1234	-：該当するデータがありません。
静岡	例) 500	例) あ	例) 1234	例) 5678	
静岡	例) 500	例) あ	例) 1234	例) 5678	
静岡	例) 500	例) あ	例) 1234	例) 5678	
静岡	例) 500	例) あ	例) 1234	例) 5678	
静岡	例) 500	例) あ	例) 1234	例) 5678	
静岡	例) 500	例) あ	例) 1234	例) 5678	

© 2025 Shizuoka Prefecture.

①	対象自動車の情報入力	<p>「標板文字」「分類番号」「ひらがな」「一連番号」「車台番号(下4桁)」を入力します。</p> <p>※このシステムで確認できる車の「標版文字」は、「静」「静岡」「浜松」「沼津」「伊豆」「富士山(山梨県で交付されたものを除く)」のいずれかです。(軽自動車は確認できません)</p> <p>※分類番号が頭0(ゼロ)の場合(例:001)は、数字のみ(例:1)を入力します。</p> <p>※一連番号が4桁でない場合(例:・・・77)は、数字のみ(例:77)を入力します。</p> <p>※車台番号下4桁が頭0(ゼロ)の場合(例:0123)は、頭0(ゼロ)を省略せず入力します。</p>
---	------------	--

②	照会	<p>①で確認したい自動車の情報を入力したら、「照会」ボタンをクリックすることで照会結果が表示されます。</p> <p>※「リセット」ボタンをクリックすると、入力した情報をリセットし、初期画面の状態に戻ります。</p> <p>※一定回数入力を間違えると、一時的にシステムの利用制限がかかりますので、入力間違いにはご注意ください。</p>
③	照会結果	<p>同時に 10 台まで照会可能です。 表示される照会結果は、以下のとおりです。</p> <p>納税証明書の提示を省略できる場合 →「○：納税証明書の提示を省略できます。」</p> <p>納税証明書の提示が必要な自動車の場合 →「×：住所地等を管轄する財務事務所へお問合せください。」</p> <p>※照会結果が「×」となるものには他県からの転入車や納付状況未反映等の自動車も含まれます。</p> <p>該当する自動車がない場合 →「－：該当するデータがありません。」</p> <p>登録番号と車台番号が一致しない場合 →「－：登録番号と車台番号が一致しません。」</p>